

3 1 東村山市告示第 1 3 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び東村山市立社会福祉センター条例（昭和 5 2 年条例第 6 号）第 1 7 条の規定に基づき、下記のとおり東村山立社会福祉センターの指定管理者を指定したことから、同条例第 2 1 条の規定に基づき告示する。

令和元年 6 月 1 1 日

東村山市長 渡 部 尚

記

1 施設の名称及び所在地

（名 称） 東村山市立社会福祉センター  
（所 在 地） 東村山市諏訪町 1 丁目 3 番地 1 0

2 指定管理者の名称等

（所 在 地） 東京都豊島区南池袋二丁目 4 1 番 1 6 号  
（名 称） 中高年事業団 やまて企業組合  
（代 表 者） 代表理事 新津 伸次

3 指定の期間

令和元年 1 0 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで